主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人馬橋隆二の上告趣意第一は、違憲(三一条、三四条違反)をいうが、実質は単なる法令違反の主張であり(なお、原判決の罪となるべき事実の記載には、措辞に妥当を欠く点があるが、全体としてみると、被告人の過失行為によつて、Aほか一名が負傷し、Bほか一名が死亡したと判示されたものと認められる。)、同第二のうち、昭和三五年四月一五日第二小法廷決定の判例違反をいう点は、原判示に沿わない事実関係を前提とするものであり、その余は、引用の判例が、いずれも事案を異にし本件に適切でなく、同第三は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四四年二月一三日

## 最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 松            | 田 | _ | 郎   |
|--------|--------------|---|---|-----|
| 裁判官    | λ            | 江 | 俊 | 郎   |
| 裁判官    | 長            | 部 | 謹 | 吾   |
| 裁判官    | 岩            | 田 |   | 誠   |
| 裁判官    | <del>*</del> | 隅 | 健 | — 郎 |